

磐田市立公民館条例の一部を改正する条例

磐田市立公民館条例(平成17年磐田市条例第104号)の一部を次のように改正する。

第2条に次のように加える。

磐田市立豊岡東公民館 磐田市敷地1187番地3

第10条第1項中「別表第4」を「別表第7」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、使用者が社会教育活動又は公益のために使用する場合は、使用料を徴収しない。ただし、磐田市立福田公民館ホール、磐田市立竜洋公民館大ホール及びこれらホールと併用して使用する会議室等並びに附属設備については、この限りでない。

第10条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第11条中「、第2条第12号から第15号に掲げる公民館を他の公益のため利用する場合で」を削り、「前条第1項」を「前条」に改める。

別表第4施設名の欄中「北公民館」を「豊田北公民館」に、「西公民館」を「豊田西公民館」に改め、同表備考を次のように改め、同表を別表第6とする。

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、この表に定める使用料に当該使用料の50パーセントに相当する額を加算する。
- 2 磐田市民及び市内に事務所又は事業所を有するもの以外のものが使用する場合は、この表に定める使用料に当該使用料の50パーセントに相当する額を加算する。
- 3 使用許可時間を超過して使用する場合は、使用料の1時間当たりの金額に当該使用料の1時間当たりの金額の50パーセントに相当する額を加算する。この場合において、超過時間が、30分未満は切捨て、30分以上は1時間として計算する。
- 4 使用料の計算において10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第3中「使用料金表」を「使用料」に、「調律別」を「調律料は含まない。」に改め、同表備考4中「又は備品」を削り、「使用料金の額に準じた額とする」

を「使用料の額に準じて市長が別に定める」に改め、同表備考に次のように加え、同表を別表第5とする。

5 使用料の計算において10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第2 午前9時から午後9時30分までの欄を削り、同表備考に次のように加え、同表を別表第4とする。

4 使用料の計算において10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第1 備考に次のように加える。

3 使用許可時間を超過して使用する場合は、使用料の1時間当たりの金額に当該使用料の1時間当たりの金額の50パーセントに相当する額を加算する。この場合において、超過時間が、30分未満は切捨て、30分以上は1時間として計算する。

4 使用料の計算において10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第1を別表第2とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第3（第10条関係）

磐田市立福田公民館附属設備使用料

種別	単位	使用料	摘要
音響反射板	1式	円 1,050	
金屏風	1双	520	
平台	1台	210	
コントラバス用椅子	1脚	50	
演台	1式	310	
司会者台	1台	100	
ピアノ	1台	2,100	調律料は含まない。
電子ピアノ	1台	520	

ボーダーライト	1列	520	
サスペンションライト	1台	520	
シーリングスポットライト	1列	1,570	
フロントサイドスポットライト	1式	520	
アッパーホリゾンライト	1列	520	
ロアーホリゾンライト	1列	310	
フットライト	1列	310	
センターピンスポットライト	1台	520	
カラーフィルター	1枚	50	
エフェクトライトスポット	1台	520	
音響調整卓	1式	2,100	
移動型スピーカ	1台	210	
ダイナミック型マイクロホン	1本	310	
コンデンサー型マイクロホン	1本	310	
ワイヤレスハンド型マイクロホン	1本	310	
ワイヤレスタイプピン型マイクロホン	1本	310	
8CHマルチBOX	1台	210	
カセットCDテープレコーダー	1台	310	
映写機	1台	1,050	
スライド映写機	1台	310	
和太鼓(大)	1台	1,050	
和太鼓(小)	1台	210	

備考

- 1 使用単位は、ホール等の使用時間の区分による午前・午後・夜間を各1回とする。
- 2 磐田市民及び市内に事務所又は事業所を有するもの以外のものが使用する場合は、この表に定める使用料に当該使用料の50パーセントに相当する額を加算する。
- 3 使用許可時間を超過して使用する場合は、使用料の1時間当たりの

金額に当該使用料の1時間当たりの金額の50パーセントに相当する額を加算する。この場合において、超過時間が、30分未満は切捨て、30分以上は1時間として計算する。

4 この表に定めのない備品及び持込み器具等についての使用料は、類似する附属設備の使用料の額に準じて市長が別に定める。

5 使用料の計算において10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第10条関係）

磐田市立岩田公民館・大藤公民館・向笠公民館・田原公民館・御厨公民館・南御厨公民館・西貝公民館・南公民館・長野公民館・見付公民館・中泉公民館使用料

施設名	時間	午前8時30分 から正午ま で	午後1時か ら午後5時 まで	午後6時か ら午後9時 まで
	区分			
岩田公民館	視聴覚室	円 1,000	円 1,000	円 1,250
	研修室1	300	300	400
	研修室2	300	300	400
	研修室3	500	500	650
	講義室	500	500	650
	調理室	500	500	650
	体育館	500	500	1,500
大藤公民館	視聴覚室	1,500	1,500	1,900
	第1研修室	500	500	650
	第2研修室	500	500	650
	第3研修室	300	300	400
	第1会議室	300	300	400
	第2会議室	300	300	400

	講義室	5 0 0	5 0 0	6 5 0
	体育館	5 0 0	5 0 0	1 , 5 0 0
向笠公民館	視聴覚室	1 , 5 0 0	1 , 5 0 0	1 , 9 0 0
	第 1 研修室	3 0 0	3 0 0	4 0 0
	第 2 研修室	5 0 0	5 0 0	6 5 0
	第 3 研修室	5 0 0	5 0 0	6 5 0
	第 4 研修室	3 0 0	3 0 0	4 0 0
	第 1 会議室	3 0 0	3 0 0	4 0 0
	第 2 会議室	3 0 0	3 0 0	4 0 0
	講義室	5 0 0	5 0 0	6 5 0
	体育館	5 0 0	5 0 0	1 , 5 0 0
	田原公民館	視聴覚室	1 , 5 0 0	1 , 5 0 0
研修室 1		3 0 0	3 0 0	4 0 0
研修室 2		3 0 0	3 0 0	4 0 0
研修室 3		5 0 0	5 0 0	6 5 0
研修室 4		5 0 0	5 0 0	6 5 0
講義室		3 0 0	3 0 0	4 0 0
体育館		5 0 0	5 0 0	1 , 5 0 0
御厨公民館	視聴覚室	1 , 0 0 0	1 , 0 0 0	1 , 2 5 0
	研修室 1	3 0 0	3 0 0	4 0 0
	研修室 2	5 0 0	5 0 0	6 5 0
	研修室 3	5 0 0	5 0 0	6 5 0
	講義室	5 0 0	5 0 0	6 5 0
	調理室	5 0 0	5 0 0	6 5 0
	体育館	5 0 0	5 0 0	1 , 5 0 0
南御厨公民館	視聴覚室	1 , 0 0 0	1 , 0 0 0	1 , 2 5 0
	第 1 研修室	3 0 0	3 0 0	4 0 0
	第 2 研修室	5 0 0	5 0 0	6 5 0
	第 3 研修室	5 0 0	5 0 0	6 5 0

	講義室	5 0 0	5 0 0	6 5 0
	調理室	5 0 0	5 0 0	6 5 0
	体育館	5 0 0	5 0 0	1 , 5 0 0
西貝公民館	和室北	3 0 0	3 0 0	4 0 0
	和室南	3 0 0	3 0 0	4 0 0
	和室東	5 0 0	5 0 0	6 5 0
	和室西	3 0 0	3 0 0	4 0 0
	会議室	1 , 0 0 0	1 , 0 0 0	1 , 2 5 0
	調理室	5 0 0	5 0 0	6 5 0
南公民館	研修室 1	5 0 0	5 0 0	6 5 0
	研修室 2	5 0 0	5 0 0	6 5 0
	研修室 3	3 0 0	3 0 0	4 0 0
	講義室	1 , 0 0 0	1 , 0 0 0	1 , 2 5 0
	体育館	5 0 0	5 0 0	1 , 5 0 0
長野公民館	視聴覚室	1 , 5 0 0	1 , 5 0 0	1 , 9 0 0
	和室 1	3 0 0	3 0 0	4 0 0
	和室 2	3 0 0	3 0 0	4 0 0
	和室 3	5 0 0	5 0 0	6 5 0
	和室 4	5 0 0	5 0 0	6 5 0
	会議室	5 0 0	5 0 0	6 5 0
	体育館	5 0 0	5 0 0	1 , 5 0 0
見付公民館	視聴覚室	1 , 5 0 0	1 , 5 0 0	1 , 9 0 0
	第 1 会議室	3 0 0	3 0 0	4 0 0
	第 2 会議室	3 0 0	3 0 0	4 0 0
	第 3 会議室	5 0 0	5 0 0	6 5 0
	第 1 講義室	1 , 0 0 0	1 , 0 0 0	1 , 2 5 0
	第 2 講義室	1 , 0 0 0	1 , 0 0 0	1 , 2 5 0
	第 3 講義室	5 0 0	5 0 0	6 5 0
	料理実習室	5 0 0	5 0 0	6 5 0

	工芸室	1,000	1,000	1,250
	体育館	500	500	1,500
中泉公民館	視聴覚室	1,500	1,500	1,900
	第1会議室	300	300	400
	第2会議室	300	300	400
	第3会議室	500	500	650
	第4会議室	300	300	400
	第1講義室	500	500	650
	第2講義室	1,000	1,000	1,250
	調理実習室	500	500	650
	工芸室	1,000	1,000	1,250
	体育館	500	500	1,500

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、この表に定める使用料に当該使用料の50パーセントに相当する額を加算する。
- 2 磐田市民及び市内に事務所又は事業所を有するもの以外のものが使用する場合は、この表に定める使用料に当該使用料の50パーセントに相当する額を加算する。
- 3 使用許可時間を超過して使用する場合は、使用料の1時間当たりの金額に当該使用料の1時間当たりの金額の50パーセントに相当する額を加算する。この場合において、超過時間が、30分未満は切捨て、30分以上は1時間として計算する。
- 4 体育館の2分の1面を使用する場合は、この表に定める使用料の2分の1の額とする。
- 5 使用料の計算において10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表に次のように加える。

別表第 7（第 10 条関係）

磐田市立豊岡東公民館使用料

時間 区分	午前 8 時 30 分から 正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時 30 分まで
視聴覚室	円 5 0 0	円 5 0 0	円 6 5 0
講義室	5 0 0	5 0 0	6 5 0
研修室 A	3 0 0	3 0 0	4 0 0
研修室 B	3 0 0	3 0 0	4 0 0
料理実習室	5 0 0	5 0 0	6 5 0
体育館	5 0 0	5 0 0	1 , 5 0 0

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、この表に定める使用料に当該使用料の 50 パーセントに相当する額を加算する。
- 2 磐田市民及び市内に事務所又は事業所を有するもの以外のものが使用する場合は、この表に定める使用料に当該使用料の 50 パーセントに相当する額を加算する。
- 3 使用許可時間を超過して使用する場合は、使用料の 1 時間当たりの金額に当該使用料の 1 時間当たりの金額の 50 パーセントに相当する額を加算する。この場合において、超過時間が、30 分未満は切捨て、30 分以上は 1 時間として計算する。
- 4 体育館の 2 分の 1 面を使用する場合は、この表に定める使用料の 2 分の 1 の額とする。
- 5 使用料の計算において 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の磐田市立公民館条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。